

議案第35号

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第2号）の施行に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

米原市道路占用料徴収条例（平成 17 年米原市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

（単位：円）

占用物件の種類		単位	占用料の額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	350
	第 2 種電柱		540
	第 3 種電柱		730
	第 1 種電話柱		320
	第 2 種電話柱		500
	第 3 種電話柱		690
	その他の柱類		32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	3
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	310
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	190
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1 個につき 1 年	630
	郵便差出箱および信書便差出箱		270
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	630
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	13
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		19
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		28

	トル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			38
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			57
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			76
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			130
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			190
	外径が1メートル以上のもの			380
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	630
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			630
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下除く。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	960

「政令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物件			き1年		
	標識		1本につき1年	500	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	10	
		その他のもの	1本につき1月	96	
	幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方メートルにつ き1日	10	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつ き1月	96	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960	
		その他のもの		480	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつ き1年	630
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条 第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつ き1月	96
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条 第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつ き1月	63	
政令第7条第8 号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の 路面下（当該路面下の地下を除 く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.019を 乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.024を 乗じて得た額	
	地下（トンネ ルの上の地下 を除く。）に設 けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を 乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を 乗じて得た額		

	その他のもの		Aに 0.034 を 乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに 0.019 を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.014 を 乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに 0.024 を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.014 を 乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに 0.019 を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに 0.024 を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.034 を 乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに 0.034 を 乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに 0.019 を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに 0.024 を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.034 を 乗じて得た額

別表備考6中「1平方メートルもしくは1メートル」を「0.01平方メートルもしくは0.01メートル」に、「1平方メートルまたは1メートルとして」を「その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

米原市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後				現 行			
米原市道路占用料徴収条例				米原市道路占用料徴収条例			
本則 略				本則 略			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
(単位:円)				(単位:円)			
占用物件の種類	単位	占用料の額		占用物件の種類	単位	占用料の額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	360
	第2種電柱		540		第2種電柱		550
	第3種電柱		730		第3種電柱		740
	第1種電話柱		320		第1種電話柱		320
	第2種電話柱		500		第2種電話柱		510
	第3種電話柱		690		第3種電話柱		700
	その他の柱類		32		その他の柱類		32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類		2		地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310		路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	630		変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	640
	郵便差出箱および信書便差		270		郵便差出箱および信書便差		270

	出箱		
	広告塔	表示面積 1 平方メートル につき 1 年	960
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル につき 1 年	630
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	13
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		19
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		28
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		38
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		57
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		76
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		130
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		190
	外径が 1 メートル以上のもの		380
法第 32 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル につき 1 年	630

	出箱		
	広告塔	表示面積 1 平方メートル につき 1 年	1,100
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル につき 1 年	640
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	13
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		19
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		29
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		38
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		57
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		76
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		130
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		190
	外径が 1 メートル以上のもの		380
法第 32 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル につき 1 年	640

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			630
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル		10
		につき1日		
	その他のもの	占用面積1平方メートル		96
		につき1月		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	96
		につき1月		
	その他のもの	表示面積1平方メートル		960
		につき1年		
	標識	1本につき1年		500
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			530
	地下に設ける通路			320
	その他のもの			640
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル		11
		につき1日		
	その他のもの	占用面積1平方メートル		110
		につき1月		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	110
		につき1月		
	その他のもの	表示面積1平方メートル		1,100
		につき1年		
	標識	1本につき1年		510
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11

	その他のもの	1本につき1月	96
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
	その他のもの		480
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	630
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	96
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	63
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額

	その他のもの	1本につき1月	110
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
	その他のもの		530
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1月	640
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	110
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	64
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額

	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た 額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た 額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.014を 乗じて得た 額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.014を 乗じて得た 額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.024を

	その他のもの		Aに0.028を 乗じて得た 額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.012を 乗じて得た 額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.012を 乗じて得た 額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.02を

			乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額

備考

1～5 略

6 表示面積、占用面積もしくは占用物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7・8 略

			乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

備考

1～5 略

6 表示面積、占用面積もしくは占用物件の面積もしくは長さが1平方メートルもしくは1メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに1平方メートルもしくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとする。

7・8 略

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。